

2022.09.01

PLレポート(製品安全) <2022 No.3>

■PLレポートは四半期に1回、国内外の製品安全、PLリスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

国内のトピックス

○高齢者・障害者等に対する事務機器の配慮設計に関する JIS の改正について

(2022年6月20日 経済産業省)

経済産業省は6月20日、2006年1月に制定された、高齢者・障害者等に対する事務機器(※1)の配慮設計に関する日本産業規格(JIS X 8341-5)(※2)を改正しました。

今回の改正は、事務機器に対する高齢者および障害者の利便性や円滑な使用のための配慮事項を定めたアクセシビリティガイドラインである国際規格(ISO/IEC 10779)が、欧州(欧州 ICT アクセシビリティ基準・EN301 549:2014)や米国(米国リハビリテーション法 508 条の基準:2017)等で行われた法改正に適應するために、2020年に改正されたことを受け、行われたものです。

この改正により、高齢者や障害者における視覚・聴覚・発話障害や認知・動作障害などに対して求められる機能等を一覧化した附属書が新たに整理される等、高齢者や障害者の障害に対応して求められる事務機器の機能や事務機器を操作する際の操作可能な距離や範囲等がより明確化、細分化されました。

例えば、車いすユーザーが事務機器を容易に操作できるように、操作可能な範囲(手の届く範囲)の奥行や高さなど寸法について細かく定義しています。また、これらを、図を用いて視覚的に説明することで一層の明確化を図っています。これにより、車いすユーザーでも製品に容易にアプローチができ、操作パネルに手が届きやすくなることで利便性が向上します。その結果、無理な姿勢を取ることによる転倒や打撲などの事故や危害を未然に防止し、安全に利用できるよう設計が可能となっています。

このように高齢者や障害者が使用する製品における利便性や円滑な使用に向けた配慮事項は、製品の安全確保にも資する情報といえます。さらに本規格の内容は、事務機器に限らず、様々な製品においても参考になる部分が少なくありません。

高齢者や障害者が社会を構成する一員として活動していくためには、彼らの製品に対するアクセシビリティの向上が極めて重要です。事業者においては、この規格を参考にして、より安全な製品開発の推進が望まれます。

※1 事務機器

JIS X 8341-5 では、「オフィス用の複写機、複合機及びページプリンタ」とされ、主に事務所など複数の人が使う環境で利用されるものが該当します。

※2 情報アクセシビリティに関する JIS

高齢者・障害のある人々及び一時的な障害のある人々が、情報処理、電気通信機器、事務機器などの情報通信機器、ソフトウェア及び様々な情報通信技術によって実現されるサービスを利用する時のアクセシビリティ(「利用者が機器やサービスを円滑に利用できること」という場合などに使われる。)

を確保し、向上させるために、ハードウェアやその使用方法としてのソフトウェア及びサービスに関して、企画・設計する時の指針として基本的に配慮すべき事項について規定したものを。

出所：経済産業省 日本産業規格(JIS)を制定・改正しました（2022年6月分）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220620002/20220620002.html>

国外のトピックス

○英国製品安全基準局が、人工知能の製品安全に係る影響についてレポートを公開

（2022年5月23日 英国製品安全基準局）

英国製品安全基準局は5月23日、人工知能（Artificial Intelligence、AI）の製品安全に係る影響についての調査レポート（原題：Study on the Impact of Artificial Intelligence on Product Safety）を公開しました。

本レポートは、自動車、医薬品、食品を除く、一般製品安全規則（GPSR）等の対象となる全ての消費者製品を対象とし、これらの製品におけるAIの影響について、以下の調査を目的としたものです。

- ・ 消費者にとってのメリットと課題、および製品の安全性への影響などについて、AIの現在および将来のアプリケーションを分析する
- ・ 現在の製品安全に関する規制の枠組が、AIを組み込んだ新世代の製品に対応できるかどうかを評価する
- ・ 消費者の安全を確保しつつ、製品のイノベーションを促進するために、新しい課題に対して規制当局が考慮すべき要素を検討する

これらの目的に沿って、公開情報の調査やインタビュー、利害関係者によるオンラインワークショップ等が行われ、AIを搭載した製品の安全性に係る状況を、用語、市場、安全性の3点に整理してまとめています。

1) 用語について

AIという用語については、単純なアルゴリズムから機械学習までの幅広いアプリケーションを指すために使用される一方で、製品の広告・宣伝上の流行語としてしばしば使用され、スマート製品や、コネクテッド製品、消費者向けIoT製品などの関連用語と混同されることがあるとしています。

一方、機械学習のような高度なAIの開発局面においては、AIが解くべき問題の定義やデータの収集、モデルの作成などについて何らかの決定、取捨選択などがなされていますが、これらは最終的に製品の安全性につながるとしています。

2) 市場について

消費者製品でのAIの使用は増加している一方で、AIを搭載した消費者製品の市場規模に関する具体的な情報は見当たらず、AIを搭載した消費者製品の市場規模と変化を把握することは困難であるとしています。

なお、AIを搭載した製品のうちスマートスピーカーのような音声認識を行う製品について

は、価格の高さだけでなくプライバシー保護への懸念、そもそも“AIが搭載されている”こと自体の不安、が、消費者が使用を躊躇する原因であるとしています。一方製造事業者側においても、AIを消費者製品に組み込むことには依然としてリスクがあることから、積極的かつ他社に先んじてリスクを冒すことは必ずしも望んでいない可能性があるともしています。

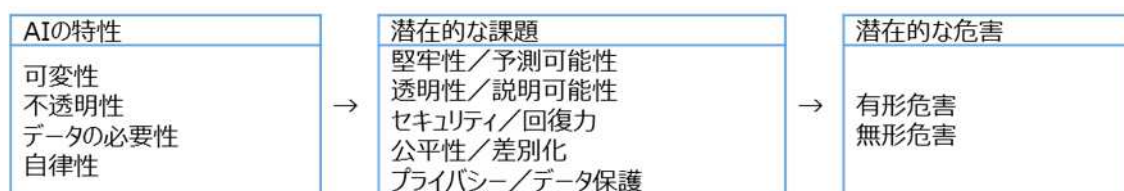
3) 安全性について

安全性については、①製品に関するメリットと課題、②規制に関する課題、の2つの観点からまとめています。

①製品に関するメリットと課題

製品に関するメリットとしては、製品の使用状況の把握により保守や修理の必要性を事前に把握することで当該製品の寿命を最大化したり、製品製造中のデータ収集を強化し、人手では検出できない問題を把握することなどにより大規模リコールの発生を防ぐ（注：これは間接的なメリットとしている）などが挙げられるとしています。

一方で、AIを搭載した消費者製品の製品安全に係る課題については、AIの特性、潜在的な課題、潜在的な危害の3つの視点をまとめた下図のフレームワークを提示するとともに、それぞれの項目について実例を示しながら説明を行っています。



②規制に関する課題

規制に関しては、製品の安全性と製造物責任に関する現在の規制の枠組みと、製品の安全性を監視するために導入されている各種のメカニズムが、多くのAI搭載の消費者製品に適用可能であるとしています。

一方で、消費者製品におけるAIの高度な使用が規制の枠組みの課題となる可能性を指摘しており、具体例として次のものを挙げています。

まず、製品の安全性の定義と概念について、以下が課題となるとしています。

- ・ 製品（製造物）：製品とサービスの境界が曖昧になっていること、ソフトウェアの適用範囲など
- ・ 安全と危害：無形の（物理的でない）危害や、セキュリティの脆弱性に係る安全上のリスクなど
- ・ 市場への投入：製品の市場投入後のリスクの変化など
- ・ 生産者：バリューチェーン内の事業者の責任と義務や、事業者の支援メカニズムなど

また、製造物責任上の課題としては、AIの特性に関連して以下が課題となるとしています。

- ・ 製品の性質の変化：製品の機能に必要なソフトウェアの更新など、生産者の制御外でも変更が行われること
- ・ 関係者の増加：製品のバリューチェーンの関係者が増えることによる、責任の所在の特定の難しさ

あわせて、これらを通じて、規制の枠組みに使われる下記のような用語や概念についても、課題になるとしています。

- ・ 製品（製造物）と生産者
- ・ 危害・損害と欠陥

本レポートは、AI搭載の消費者製品に関わる事業者や規制当局に対して何らかの提案を行ったものではありません。しかし、消費者製品の安全に関わるAIの現況を幅広くまとめたものであり、実例や引用文献も数多く掲載されていますので、AIや消費者製品の関係者には参考になるところが多いものと思われまます。

出所：英国製品安全基準局のリリース

<https://www.gov.uk/government/publications/study-on-the-impact-of-artificial-intelligence-on-product-safety>

○英国 OPSS が過去リコール事例のケーススタディ報告書を公表 (2022年5月24日 英国製品安全基準局)

英国製品安全基準局（OPSS）は5月24日、過去に実施された5つのリコール事例を題材としたケーススタディ形式の報告書を公表しました。この調査報告は、リコール実施を推進する、または妨げる要素を明らかにし、業種の垣根を超えた教訓を得ることで、今後のリコールを効率化する政策の検討につなげることを目的とし、実施されました。

ケーススタディでは、①小型の電気製品、②大型家電、③自動車、④食品、⑤ネットモールに関する5事例が取り上げられましたが、本稿では消費生活用製品に該当する前2者について、概要の一部をご紹介します。

ケーススタディ1：小型の電気製品

具体的な製品	・ クリスマスツリーのアダプター
対応した事業者	・ 小売販売業者
問題となった点	・ 製品登録制度*1がない場合のユーザーへのリコール告知方法 ・ 低価格製品の場合にユーザーにリコールに応じさせる方法 (低価格ゆえ、リコールに応じないことや廃棄が選択される恐れ)
事業者の対応	・ 顧客名簿上のすべてのアドレスへのメール送付 ・ SNS 広告による見やすく明快な指示を記したリコール告知
得られた成果	・ 最初の6週間で回収率91%を実現 ・ 最終的に回収率95%を達成
報告書の示すポイント	・ 事業者が安全を最重視する姿勢を有していたこと ・ 過去の経験から効果が見込めない店舗内での掲示などに留まらず、多様な手段によってユーザーへのアプローチを図ったこと
今後の課題	・ 当該製品のユーザー以外にも含む一斉メール送信が英国一般データ保護規則（UK GDPR）*2との関係で法的問題を生じないか ・ 上記につき、個人情報保護監督機関（ICO）やOPSSにおける線引きが必要となりうる

ケーススタディ 2：大型家電

具体的な製品	・衣類乾燥機
対応した事業者	・小売販売業者（自社ブランドで販売）
問題となった点	・製品登録に応じなかったユーザーへのリコール告知方法
事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・製品購入時の支払記録を有している金融機関への協力要請（連絡先を把握できなかった少数のユーザーへの告知が可能に） ・メール送信、販売員の個別訪問といった複数手段の組み合わせ
得られた成果	・最終的に回収率 98%を達成
報告書の示すポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・購入時の製品登録の有効性が再確認されたこと（当該事業者は販売時に店員が声かけを行っていた） ・製品登録でカバーできないユーザーに対し、金融機関と連携したトレーサビリティ確保が試みられ、一定の効果が得られたこと
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小売事業者は本件のような形で金融機関に協力要請を行うことに慣れていないため、OPSS が主導し連携支援を行う余地あり ・GDPR との関係上、購入に関する情報の保管は 2 年間までの制限がある

今回の報告書で示された、複数手段による顧客アプローチや、販売時の製品登録の重要性などは、国や地域を問わないリコール効率化につながる普遍的な取組みとして、改めて国内事業者の参考になるものと考えます。他方で、ステークホルダー間での顧客情報や取引情報の連携はトレーサビリティ確保につなげるものの、個人情報保護の観点での制約があることは我が国においても同様であると考えられ、やはり今後の課題と位置づけられます。

出所：OPSS 報告書

<https://www.gov.uk/government/publications/historical-product-recall-case-study>

- *1 製品ユーザーの連絡先などの情報を登録させる仕組みのこと。
- *2 顧客名簿の情報をリコールに関する周知に使用することについて事前の同意を得ていない場合、個人情報保護を目的とする同規則に違反しないかが問題となる。ただし、リコール実施の緊急性によりこれが許されるという解釈も成り立ちうる。

連載：世界における一般消費者向け製品の事故報告・リコール制度の概要（第2回 豪州編）

連載第2回となる本稿では、オーストラリアにおける一般消費者向け製品の事故報告・リコール制度の概要を紹介します。

1. 事故報告制度**(1) 根拠法**

オーストラリアにおける製品¹の事故報告義務は、オーストラリア消費者法（Australian Consumer Law, 略称 ACL）131条で規定されています。

事故報告の内容・手続きなどに関しては、オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）がガイドラインを発行しており²、同国でビジネスを展開する事業者にとって参考となります。

(2) 報告義務者

「製品供給者（supplier）」が報告義務を負います。

「製品供給者」とは、製造業者に限らず、サプライチェーンに関わるあらゆる事業者を指し、輸入業者、小売業者（オンライン含む）、リース業者、設置業者、修理・メンテナンス業者、清掃業者、組み立て業者、配送業者も含まれます³。

一つの製品について複数の事業者が報告義務を負う場合は、特定の事業者が代表して報告を行うことも認められています⁴。

(3) 報告すべき場合

製品供給者は、自らが供給した消費者製品が死亡または重大な傷害・疾病を引き起こした（または引き起こした可能性がある）と認識した場合、担当大臣に対し報告する義務を負います⁵。

重大な傷害・疾病とは、急性のものであって、医師または看護師による内科的・外科的措置を必要とするものを指します。

また、製品供給者としては当該製品が死亡または重大な傷害・疾病を引き起こした可能性はないと考える場合であっても、そのように主張する当事者（被害者など）が存在する場合は報告義務を負います。

¹ オーストラリア消費者法の定義では、製品（goods）とは「船舶・航空機・その他の乗り物、動物（魚を含む）、鉱物・樹木・穀物、ガス・電気を含む」と定義されています。一方、オーストラリア競争消費者委員会は「消費者製品（consumer goods）」とは「個人や家庭等での使用・消費に用いられる、または用いられる製品」であるとしています。

<https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/legislation/mandatory-reporting/who-must-submit-a-mandatory-report>

² 最新（2021年12月付）のガイドラインは以下のURLより入手可能です。

https://www.productsafety.gov.au/system/files/21-41BKT_Mandatory%20injury%20guidelines_FA%20%28March%202022.pdf

³ 事故報告ガイドライン 3.2 項

⁴ 事故報告ガイドライン 3.1 項

⁵ 事故報告ガイドライン 2.1 項

(4) 報告の内容

オーストラリア競争消費者委員会は「迷った場合は報告する」ことを推奨しており、報告の期限までに得られた範囲で、以下の情報を報告することが求められます⁶。

なお、報告にあたり、報告内容の検証や裏付けとなる情報収集を行うことまでは求められていません。

- ◆ 当該製品を特定するために必要な情報
- ◆ 当該製品がオーストラリアにおいて供給された時期・数量
- ◆ 当該製品に関するサービスが供給された時期（該当する場合のみ報告）
- ◆ 当該製品による死亡または重大な傷害・疾病が発生した状況
- ◆ 重大な傷害・疾病の内容
- ◆ 当該製品について製品供給者が行った措置（リコールなど）

オーストラリア競争消費者委員会のウェブサイトでは、報告内容の秘密は保持され、報告を行うことで自らの賠償責任を認めたことにはならないと明言されています⁷。

(5) 報告の期限

前述（3）の内容を製品供給者が認識した場合は、その翌日を起点として2営業日以内に報告を行うことが義務付けられています⁸。

(6) 報告先および報告の方法

オーストラリア競争消費者委員会の報告用オンラインフォームを通じ、担当大臣への報告を行います⁹。

(7) 違反時の罰則

報告義務に違反した場合、刑事罰および民事制裁金の対象となります¹⁰。

刑事罰としては、法人に対し最大1万6,650豪ドル（約140万円）、個人に対し最大3,300豪ドル（約30万円）の罰金が規定されています（オーストラリア消費者法202条1項）。当該違反は厳格責任の対象であり、過失の有無を問わず、罰金が科せられます（同条2項）。

また、刑事罰とは別個に、オーストラリア競争消費者委員会を原告とした民事訴訟を通じて民事制裁金の支払いが請求される場合があります。上限額は刑事罰と同様、法人に対し最大1万6,650豪ドル（約140万円）、個人に対し最大3,300豪ドル（約30万円）となっています。

⁶ 事故報告ガイドライン 6.2 項

⁷ オーストラリア競争消費者委員会ウェブサイトより

<https://www.productsafety.gov.au/product-safety-laws/legislation/mandatory-reporting/when-you-must-report-an-incident>

⁸ 事故報告ガイドライン 6.1 項

⁹ 報告用オンラインフォーム

<https://www.productsafety.gov.au/contact-us/for-retailers-suppliers/mandatory-report-0>

¹⁰ 事故報告ガイドライン 7.4 項

2. リコール制度

(1) 自主リコール

自主リコールを行う製品供給者は、オーストラリア消費者法 128 条 2 項に基づき、その開始後 2 営業日以内に担当大臣（手続き上はオーストラリア競争消費者委員会）に報告を行うことが義務付けられています。

オーストラリアではコモンロー¹¹により、製品供給者は消費者に対し、自らが供給する製品が危害を及ぼすことを防ぐ義務を負っています。この義務に基づき、製品供給者は自主リコールを実施することになります。

一方で、自主リコールを行う方法については法令で特段の定めはありません。製品供給者は、オーストラリア競争消費者委員会が発行する自主リコールに関するガイドラインを参照し、自らの責任と判断の下、製品の危険源を特定し、リスク評価を行った上で、適時適切な対応を行うことが求められています¹²。

オーストラリア競争消費者委員会は、製品供給者に対し、以下の情報をリコール告知に掲載することを推奨しています¹³。

- ◆ 製品に関する説明
- ◆ 製品の写真
- ◆ 欠陥に関する説明
- ◆ 危険源の明示
- ◆ ユーザーがとるべき対応（What to do）
- ◆ 照会先（Contact details）

また、リコール告知に用いることができるテンプレートがオーストラリア競争消費者委員会のウェブサイトで公開されています¹²。なお、告知の掲載にあたりその内容についてオーストラリア競争消費者委員会に事前に相談することが求められています。

(2) 強制リコール

担当大臣は、人身危害の可能性があり、かつ製品供給者が十分な危害防止措置を講じない場合に、製品供給者に対し、リコール実施を命じる権限を有しています（オーストラリア消費者法 122 条）。

リコール実施の命令は同法 123 条が規定する通知によって行われ、製品供給者に対し、一定期間内に製品を回収することや、購入者等に対し、一定の通知や返金を行うことが義務付けられます。

3. 最近の動向

(1) 事故報告制度

近年、オーストラリア競争消費者委員会はコンプライアンス・規制方針に沿って違反の取り締まりを行っており、高額の民事制裁金が課される事例が出てきています。

¹¹ ここにおいては、判例法（先例拘束性に支えられた不文の慣習法）を指します。

¹² 最新（2015 年 12 月付）のガイドラインは以下の URL より入手可能です。

<https://www.productsafety.gov.au/system/files/Consumer%20product%20safety%20recall%20guidelines.pdf>

¹³ オーストラリア競争消費者委員会 ウェブサイト

<https://www.productsafety.gov.au/recalls/guidance-for-suppliers/recall-advertisement-templates>

一例として以下の違反事例が挙げられます¹⁴。

事業者	家電メーカー
問題の製品	調理家電
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 2014年7月上旬、メーカーは製品に安全上の問題（不意に蓋が外れ、過熱した食材等が飛散することでユーザーにやけどを負わせる恐れ）があることを認識。 ◇ 2014年9月上旬までメーカーは製品の供給を継続し、当該製品105,000台以上がユーザーに供給される。 ◇ 2014年9月下旬、メーカーはユーザーに安全上の問題を通知。 ◇ 2014年10月、自主リコールを開始。 ◇ 2017年6月、オーストラリア競争消費者委員会はメーカーに対し事故報告義務への違反など複数の事由に基づく民事訴訟手続きを開始。 ◇ 2018年4月、オーストラリア連邦裁判所はメーカーに対し、約460万豪ドル（約4億4,000万円）の民事制裁金の支払いを命じる。このうち、約11万豪ドル（約1,000万円）は14件に上る事故報告義務違反を理由とするもので、数日の遅れが問題となったものを含む。

（2）リコール制度

オーストラリア競争消費者委員会の年度報告書（2020-21年版）によると、直近では年間572件の自主リコールが行われています。それ以前の2年間における633件（2019-20年版）、683件（2018-19件）と比較してやや減少しているものの、ここ3年程度においてはほぼ同水準の数の自主リコールが実施されていることが読み取れます。

強制リコールに関しては、オーストラリア消費者法が対象とする自動車製品に関するものが多数みられます。特に、世界各地で破裂事故が多発したエアバッグ製品のリコールについては、2009年から自主リコールが行われていたものの、回収率の伸び悩みと2017年7月の死亡事故を契機とし、2018年2月より強制リコールの対象となりました。その後、2021年3月に回収率99.9%を達成したことが公表されました¹⁵。

消費生活用製品の定義に当てはまる製品の強制リコールに関しては、オーストラリア競争消費者委員会のデータベースから、少なくとも以下の1例が確認できます¹⁶。ただ、自主リコールと比較するとその数は非常に限られるといえ、オーストラリアにおけるリコールの大半は自主リコールによって行われていると考えられます。

事業者	マリン用品メーカー
問題の製品	ライフジャケット
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 2005年から2006年にかけて製造される。 ◇ 2008年まで流通した可能性あり。 ◇ 2014年1月、強制リコールが開始。告知においては、欠陥として吸気・排気バルブが脆化および脱落する恐れがあり、最悪の場合は溺死につながる恐れとされた。

¹⁴ オーストラリア競争消費者委員会のプレスリリース

<https://www.accc.gov.au/media-release/thermomix-ordered-to-pay-penalties-of-more-than-46-million>

¹⁵ オーストラリア競争消費者委員会のリリース

<https://www.accc.gov.au/media-release/car-manufacturers-complete-999-per-cent-of-takata-airbag-recall>

¹⁶ オーストラリア競争消費者委員会のリコール情報データベース

<https://www.productsafety.gov.au/recalls/compulsory-recall%E2%80%9494saekodive-buoyancy-compensators>

おわりに

前回紹介した米国と同様、オーストラリアにおいては日本と比較して短期間での事故報告義務が定められており、違反に対し比較的高額の制裁金が課せられた事例がみられます。当然のことながら事業者においては、適時適切な当局への報告を行うための体制整備が求められます。

リコールに関しては、事業者の判断に基づく自主リコールが大多数であるものの、エアバッグの事例にみられるとおり、回収が進まない一方で重大な事故が発生した場合に、当局は積極的に介入する姿勢を有しています。強制リコールの実施となった場合には、当該事案への社会的な注目度は必然的に増し、企業のブランドイメージの大きな低下につながる可能性があります。そうした事態を避けるため、万一のリコールの際には効率的な実施が図れるよう、リコール対応マニュアルの策定や、効果的なリコール告知方法の検討、リコール実施のシミュレーショントレーニングなど、十分なリコール対応態勢の整備を行っておくことが望ましいといえます。

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

MS&ADインターリスク総研の製品安全・PL関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべきPL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS&ADインターリスク総研 リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ (interrisk_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/ Copyright MS & ADインターリスク総研 2022